

仕様書

| | | | |
|-------|--------------------------|-------|-------------|
| 品名 | 感染性廃棄物45L(プラスチック容器) ほか6件 | 仕様書番号 | No. 1 |
| 要求部隊名 | 業務隊衛生科 | 作成年月日 | 2019. 1. 18 |

1 適用範囲

この仕様書は、医務室から排出される感染性廃棄物45L(プラスチック容器) ほか6件について規定する。

2 処理要領

下記事項について、処理業者側が医療廃棄物処理を実施する。

| 品名 | 単位 | 予定数量 | 内容物 |
|---------------------|----|------|-------------|
| 感染性廃棄物45L(プラスチック容器) | 箱 | 3 | 注射針等 |
| 感染性廃棄物20L(プラスチック容器) | 箱 | 30 | 注射針等 |
| 感染性廃棄物49L(段ボール容器) | 箱 | 30 | ガーゼ等 |
| ガラスくず | Kg | 10 | ガラス製の器具等 |
| 廃酸 | Kg | 50 | レントゲン定着液 |
| 廃アルカリ | Kg | 50 | レントゲン現像廃液 |
| 廃プラスチック | Kg | 5 | プラスチック製の器具等 |

3 検査

運搬、中間処理それぞれ終了した日から10日以内に当該マニフェストの写しを陸上自衛隊習志野駐屯地医務室に送付するものとする。また、処理業者が、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、所要事項を記載し、最終処分が終了した事を確認の上10日以内に当該マニフェストの写しを陸上自衛隊習志野駐屯地医務室に送付するものとする。

4 その他

都道府県知事から受けたそれぞれの業者の許可証の写しを提出するものとする。
処理施設の種類及び処理能力についてのできるだけの詳細な資料等を提出するものとする。
中間処理後の残渣物の処理法及び最終処分業者との委託契約書等の資料を提出するものとする。
現在契約中の業者の容器に納められている廃棄物の回収・処理を実施するものとする。
収集運搬・処理を同時に実施できる施設等を保有する業者を指定する。